

山形募発第97号  
令和4年8月18日

山形県共同募金会  
各共同募金委員会事務局長様

社会福祉法人山形県共同募金会  
事務局長 嶋貫 修 [公印略]

「令和4年8月3日からの大雨災害義援金」（中央共同募金会）  
の募集について

令和4年8月3日からの大雨により山形県、新潟県、石川県、福井県、青森県では人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても関係各所への広報、周知について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、お寄せいただく義援金については義援金募集を実施する募集委員会（配分委員会）構成組織に送金し、被災都県が取りまとめる配分基準に基づいて被災者への配分が行われます。

#### 記

##### 1. 義援金の名称

「令和4年8月3日からの大雨災害義援金」

##### 2. 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和4年12月28日（水）まで

##### 3. 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

- (1) 寄付者に対し、貴会委員会長名義の領収書を発行してください。
- (2) 受け入れた義援金は、預り金通帳に一時預入れ、適宜中央共同募金会の受入口座に送金してください。受入口座は、別添「令和4年8月3日からの大雨災害義援金」募集要綱をご参照ください。
- (3) 送金と同時に、義援金寄付者名簿を本会へ送付ください。なお、寄付者が税制上の優遇措置を希望される場合は、中央共同募金会の領収書が必要になりますので、備考欄にその旨を記載ください。

# 「令和4年8月3日からの大雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人中央共同募金会

## 1. 趣旨

令和4年8月3日からの大雨により、山形県、新潟県、石川県、福井県、青森県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

## 2. 義援金の名称

令和4年8月3日からの大雨災害義援金

## 3. 受付期間

令和4年8月17日（水）から令和4年12月28日（水）まで  
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

## 4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなど銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

## 5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

## 6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

## 7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出

ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和4年8月16日施行です。